

平成  
17年

# 第6回 甲賀市議会 定例会

第6回甲賀市議会定例会が9月2日から9月26日までの日程で開催されました。

審議・可決された主な議案は次のとおりです。

- ・一般会計補正予算(第3号)
- ・一般会計補正予算(第4号)
- ・国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ・老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
- ・介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ・公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ・農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- ・土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- ・野洲川基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)
- ・分譲住宅団地建設事業特別会計補正予算(第1号)
- ・国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
- ・甲賀市水道事業会計補正予算(第1号)

平成16年度  
**決算**

6、7ページに掲載。

平成17年度  
**補正予算**

**条例の制定**

- ・甲賀市民交流駅条例の制定
- ・甲賀市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・甲賀市税条例の一部を改正する条例の制定
- ・甲賀市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定
- ・甲賀市猟区に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定

**字の区域及び名称の変更**

平成13年度から基盤整備促進事業として実施している信楽町黄瀬北側地区のほ場整備事業に伴う換地処分により字の区域及び名称の変更を行います

**市道路線の認定**

水口町水口地先から水口町的場地先における水口の場5号線及び水口町北泉2丁目地先における北泉1号線を市道として認定します。

農業所得  
申告者へ  
**収支計算**  
説明会開催の  
お知らせ

農業所得の申告は、平成18年分から農業所得標準が廃止され、収支計算による申告に統一されます。  
ついては、「収支計算」への移行に伴う記帳指導等の説明会を、11月から市役所の支所単位(5会場)で開催しますので多数ご参加ください。説明会は、事前に農家の皆さんへチラシを配布しますのでその日程により開催します。なお地元の説明会に参加できない場合は他会場の説明会に参加いただくこともできます。詳しくは、チラシをご覧ください。

●「収支計算」への移行●  
農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」が原則です。これまで、収支計算が困難な小規模農家の方々については農業所得標準を適用した申告受付も認められてきましたが、平成18年2月～3月申告受付分(平成17年産の水稻収入にかかる所得申告)が所得標準の適用の最終年となります。所得標準が廃止された後は農業経営の規模に関わりなくすべて収支計算によって申告していただくこととなります。収支計算による農業所得の申告受付は、平成19年2月～3月申告受付分(平成18年産の水稻収入にかかる所得申告)から適用されます。

●「収支計算」のしかた●  
農家の皆さんにとって、「収支計算」は「むずかしくてやりづらい」イメージがありますが帳簿への記帳を定期的に行っていれば、減価償却費の計算以外は集計をするだけで複雑な計算はありません。農業にかかる収入から全ての経費を差し引くだけですので、むずかしく考えず気楽に書類(出荷伝票・請求書・領収書等)を保管して帳簿をつけてみましょう。記帳は、申告のためだけでなく農業経営の実態を把握することができ経営改善のための大切な資料にもなりますので、今年からでも「収支計算」へ移行されることをお勧めします。初めて「収支計算」をされる場合、不明な点が多くあると思いますので、お問い合わせは下記までお願いします。

【問い合わせ】 水口税務署 個人課税部門 ☎62 - 0317  
市税務課市民税係 ☎65 - 0679 FAX 63 - 4574